

大山崎町バリアフリー協議会第2回会議要旨

日 時：平成19年11月29日（木） 10：00～12：00

場 所：大山崎ふるさとセンター3階ホール

出席者：

（委員）飯田克弘会長、阪本広副会長、森田肇、小泉興洋、並川正和、蔦谷重直、尾崎光年、北村元一、小西和子、中野史子、石田易司、春名幸一（代理：高原晃）、中川元宏（代理：神谷昌平）、笠松俊夫、吉川孝司、中野隆文、岡本良行（代理：澤田正昭）、杉本明子、勝瀬光裕、長谷川彰男、塚本浩司、高田正治各委員

（オブザーバー）下畑賢治

（事務局）矢野雅之、蛭原淳、中村茂樹

会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録の確認等について

【事務局より議事録の確認等について説明】

（会長）

事務局から連絡があったとおり現時点で修正等指摘を頂いていないということであり、内容について確定としたいがよろしいでしょうか。

（委員一同）

異議なし

（会長）

次に、今回の議事録については内容が未確定であるとして公表を行っていなかったが、次回以降の議事録については未確定である旨の注釈を添えたうえ、先行して公表をしたいと提案があった。これについて異議があればお願いしたい。

（委員一同）

異議なし

（会長）

以上で議事録の確認等を終了とする。

3. 議 題

(1) アンケート調査結果のまとめ

【事務局より資料 - 1 について説明】

(会長)

アンケートの報告内容について、不足している点や疑問点などあればご質問いただきたい。

(委員)

資料 1 の 4 ページで、問題のある施設の高齢者の順位が、役場が第三位で 50.2% となっている。阪急大山崎駅が第一位で 48.5% となっているが、これは順位に誤りがあるのか、回答率に誤りがあるのか確認したい。

(事務局)

誤植である。50.2% から 25.0% に変更をお願いしたい。役場の第 3 位は正である。

(副会長)

今回実施したヒアリング調査は、聞き取りの面談を町だけで行ったものなのか、コンサルタントを交えて行ったものなのか。また、障害等に精通した福祉関係の人も交えて行ったものなのかについてご回答いただきたい。

(事務局)

全てのヒアリングにおいてコンサルタントと町が一緒に行ったものである。

(副会長)

阪急大山崎駅の階段による上下移動に問題があるとして、エレベーターの設置要望があったと記されているが、エスカレーターについてどのように考えているのか。

(事務局)

駅舎における上下移動はエレベーターが原則となるもので、アンケート調査の自由回答等においてもエレベーターへの要望が多数あった。しかし、エスカレーターへの要望も見られるため、今回の意見を踏まえ事業者との協議で調整を図っていきたい。

(会長)

総評として、回答期間が非常に短かったにもかかわらず、全体で 52.6% という高い回収率を得ており皆様の関心の高さがうかがえる。それゆえに、多くの人により問題があると指摘された施設については、計画において考慮していく必要がある。

(2) ヒアリング調査結果のまとめ

【事務局より資料 - 2 について説明】

(3) 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の選定について

【事務局より資料 - 3 について説明】

【事務局より資料 - 3 の追加資料の配布】

(事務局)

資料 - 3 に関して補足説明を行いたい。アンケート結果では、円明寺団地に立地する円明寺が丘自治会館に対して利用頻度と問題となっている施設であるということがわかる。また、円明寺地区を通過する西国街道においても非常に多数の意見があったという調査結果となっており、バリアフリー化への要望の高い施設及び経路であると考えている。

しかし、バリアフリー新法では重点整備地区の設定における要件が定められており、要件を満たさなければ重点整備地区を設定することができない。法律では、重点整備地区の要件のひとつに、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること」とされており、円明寺が丘自治会館と役場を通常徒歩により移動するかどうかという点が重要な論点となるが、今回はこの文言をできるだけ厳密に解釈し重点整備地区案を提出させていただいた。しかしながら、この議論となっている施設と道路を重点整備地区に含めることができるのかどうかは、法解釈で議論の分かれるところであるとも考えられるため、事務局ではもう1案として、円明寺が丘自治会館と役場より北側の西国街道を含んだ重点整備地区案について提案し、会長及び委員の皆様でご議論をお願いし、たく考えている。

(会長)

この資料 - 3 で非常に重要な内容について議論をしていかなければならないが、議論に先立ち、オブザーバーによる見解をお聞きしたい。

(オブザーバー)

本議題については、判断の難しい内容を含んでいるため、持ち帰り検討させていただきたい。

(会長)

法律の解釈はいずれのケースでも難しい問題がある。円明寺が丘自治会館と役場の施設間の移動が徒歩で利用されていることは考えにくいことから、法律の文言を正確に解釈し適用するならば最初にお配りしていた、資料 - 3 の最終ページにある重点整備地区案のようなものが考えられる。しかし、円明寺地区における西国街道では、アンケートで多数の指摘があり、町内におけるバリアフリー化の重要性が高い路線であるということは、道路管理者である京都府、そして町においても十分な認識を持たれている。それゆえ、役場より北側の西国街道について、バリアフリー上の一定の方向性について示しておくことが重要であると考えられることから、今回のバリアフリー基本構想の枠組みの中で検討していくか、基本構想と

は別に独自の位置づけの中で整備を図っていく路線とするのか、議論を進めたい。

また、重点整備地区を設定するうえで生活関連施設の選定が重要な要件となってくるため、生活関連施設案へ位置づけている施設以外に、アンケートの意見や見落としがないかご検討いただきたい。

(副会長)

議論の対象となっている、円明寺地区内における西国街道において、住民の賛同などを得た上での実現可能性について考えてみると、30年来の懸案事項でもあったが実現していない現状から、今回も「絵に描いたもち」として終わるのではないかと考えている。この点について、事務局としての見解をお伺いしたい。

(事務局)

町の見解を申し上げますと、当該区間はアンケート結果からもバリアフリー化の重要性が明らかな路線であり、30年以上の課題路線であることは認識している。しかしながら、そのような課題性の高い路線であるからこそ、バリアフリー化への重要性も高く、今回のバリアフリー基本構想を契機として実現を目指したいと考え、位置づけを図ったものである。

なお、本路線は京都府道であるため、京都府からの見解もお伺いしたい。

(委員)

この区間は非常に狭隘な道路となっており、自動車同士のすれ違いも困難な区間となっている。現状では、バリアフリーに関するガイドラインに沿った整備を図ることが困難な状況である。しかし、何らかの対策を講じる必要がある路線との認識は持っており、今後は、この付近に京都第二外環状道路が開通する予定もあることから、開通後の交通形態の変化を踏まえながら整備のあり方について検討していきたいと考えている。抜本的な対策ができなくとも、何らかの対策を行える可能性はあると考えており、周辺の地域交通ネットワークのあり方も含めて今後の課題であると認識している。

(副会長)

沿道の住宅では、約10年間程度で建替えが進んだことから、道路用地を買収し十分な幅員を確保することは不可能であると思われる。このような現状を踏まえると、当該道路の拡幅は相当困難なことと考えられ、目標として示すことはできたとしても実現は不可能であるといえる。

(委員)

以前より京都府と地元協議を進めてきた経緯がある。先ほど京都府より話しがあった京都第二外環状道路の開通に伴い現道が町に移管されるとのことであり、今後どのように進めていくか地元協議を進めている。また、協議の中では、現道の一方通行化についても提案を受けており、実現には地区内への流入交通量を減らしていくとの意向を聞いている。この、一方通行化が実現し、車道幅員を減少させ歩道幅員を確保し全面的に整備を進めていくのであれば、バリアフリー化も推進されると考えている。ただし、開通は5年程度先であることから、現状をどうするかが大きな課題であり、今後はPTA等の地域の組織とも協議しながら

安全対策等に取り組んでいきたい。

(会長)

これまでの発言に対してご意見のある方はお願いしたい。

(委員)

それぞれの地域の住民の意思は重要なものだと思うが、町の方向としては、全町の住民がハンディキャップを持ってもよりよい暮らしができるようにということを前提として、計画を取りまとめて行くことがとても大切なことだと思う。そのため、計画の前からやめておこうという消極的な姿勢ではなく、可能性に取り組んでいくことが重要ではないか。

次に、生活関連施設について意見を述べたい。今回の生活関連施設には、学校が含まれていないが、将来的には地域における学校の重要性が高まってくる。法律的な位置づけはされないのかもしれないが、町としての生活関連施設といった考え方でバリアフリー化に取り組んでいただきたいと思います。また、学校におけるバリアフリー化を推進していくことにより、子どもたちに心のバリアフリーという側面からも有効に機能していくことが期待され、そのような仕組みづくりを進めていただきたいと思います。

最後に、重点整備地区検討の過程において、地区の面積が 400ha となるよう半径 1.12km の円を描いて検討していることに関して質問したいのだが、資料 3 の 1 ページでは半径 1.12km の円となっているものが、4 ページでは 1.1km となっているのはなぜか。円明寺郵便局が、この円からわずかに外れたところに立地しているが、検討されている円から外れても重要な施設についてはバリアフリー化を図っていくことが必要ではないか。

法律の枠組みは非常に重要なことであるが、住民の意識や、まちの置かれている現状を考えれば、町民の高齢者や障害者等のニーズが十分に反映された計画となるよう願っている。

(会長)

まず、事務局より学校における対応と半径 1.12km に対する見解をいただきたい。

(事務局)

まず、1.12km 円の設定の考え方についてお答えしたい。重点整備地区の面積要件としての、法律上の文言は、「おおむね 400ha 未満」とされており、400ha を超えない範囲で設定されれば要件を満たすことができる。また、円は通常徒歩で移動される範囲を検討するために設定したものであり、多少円から外れた位置に立地している施設であっても必要性が高いものであれば生活関連施設として位置づけるかどうか検討する必要があると考えている。

次に、学校についての見解を述べたい。障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、地域における小中学校でもバリアフリー化の重要性は認められているところである。また、学校は災害時の避難場所として多数の人が利用する施設でもあることから、バリアフリー化の重要性も高い施設であるといえる。しかしながら、生活関連施設として位置づけた場合、基本構想策定後に特定事業計画を策定し、バリアフリー化の事業を進めていく必要が

生じることから、学校におけるバリアフリー新法上の位置づけ等を整理し今後の対応策について検討していきたい。

(会長)

今の事務局による見解について確認すると、現在の高齢者及び障害者を取り巻く社会的潮流を踏まえれば、学校も生活関連施設の一つとして位置づけることは現段階で学校施設について整備の方向性等不明な点が多く生活関連施設として位置づけることが可能かどうか判断できないが、バリアフリー化の必要性は認識しているため、所管課と協議の上で事業の見通し等が得られれば、新たに生活関連施設として編入される可能性もあると理解してよいのか。

(事務局)

そのような理解でよい。また、資料収集等を進めながら、学校の取扱いの方向性について研究していきたい。

(会長)

再度、今まで頂いた意見を整理すると、円明寺地区周辺では京都第二外環状道路の開通が予定されている状況であり、また地区の北側に接する長岡京市において阪急電鉄の新駅の設置が検討されていることから、地区を取り巻く交通の状況は流動的な状況にあるといえる。今後、地区の課題となっている交通の状況などが改善される可能性はあると思われるが、それでも円明寺地区より役場周辺への利用が相当数生じることには変わりがないと考えられ、この路線を整備することの重要性は変わらない。現状において、交通量が非常に多く一方通行化が困難であったとしても、近い将来、地区の交通事情が変わり、通過交通量が減少してくるというような状況となってきたならば、一方通行化等の方法により、歩道幅員を広げバリアフリー化を行っていくことも現実的になるのではないかと。

このような考え方をすると、私見として案を申し上げるならば、当面、バリアフリー新法の枠組みにより最初に提出された大山崎駅周辺から役場までの地区を重点整備地区とする案で整備を進め、その後、円明寺地区の状況を見計らいながら別計画として整備を進めていくことを検討する二段構成の案が望ましいのではないかと思う。

(副会長)

今までの経緯からすると、地元住民の拡幅への賛同が得られておらずこの地区のバリアフリー化への実現が困難であることには変わりないと思っているが、目標として掲げておくことに異議はない。

次に、「島本町との整合を図る路線」についてお伺いしたい。現在、島本町では新駅の設置が進められている。そのため、今後は新駅の供用に伴い JR 山崎駅の乗降客数が大幅に減少することが考えられ、JR 山崎駅を改修する場合に島本町への利用者負担を求めていくことが困難になると懸念される。

(事務局)

「島本町との整合を図る路線」について補足説明させていただくと、現在、島本町におい

てもバリアフリー基本構想策定に向けた検討が進められており、阪急水無瀬駅及び JR 新駅周辺に重点整備地区を設定することを検討されておられるが、山崎地区については JR 山崎駅への利用が多いことから山崎駅周辺にもうひとつ重点整備地区を選定することを検討されている。

しかし、JR 山崎駅は大山崎町に所在しているため、駅から島本町境までの区間は島本町的生活関連経路とできない問題があり、今回、島本町境から JR 山崎駅までの経路について大山崎町での位置づけを検討していく路線である。ただ、島本町でのバリアフリー基本構想も検討中の段階であり、流動的な部分を含んでいることから現時点の案としてご理解いただきたい。

(会長)

確かに JR 山崎駅の利用者数は減少することが考えられるが、現段階で島本町では経路を確保する必要性が議論されていることから、公共交通機関の公共性などに配慮し、大山崎町での位置づけを行うということである。この件に関して、島本町への配慮が必要か否かについて意見の分かれるところであるが、現段階として、配慮することの案に異議があればご意見いただきたい。

(委員一同)

異議なし。

(委員)

補足説明であるが、先ほど話しのあった島本町に建設中の新駅の名称は「島本駅」と決定された。また、開業時期は平成 20 年春を予定している。

(会長)

現在の議論の推移について再確認を行いたい。現状では、円明寺地区にある西国街道の物理的な整備は不可能との共通認識であるが、京都第二外環状道路の開通及び新駅の設置に伴い、人及び交通の流れが大きく変化していく可能性があり、この機会を狙って、今後、円明寺地区におけるバリアフリー化の問題を検討していくことが可能ではないかと考えられる。そのため、最初に提案されたオレンジ色の経路案と同時に整備を進めていくことは困難であると判断されるが、その後の円明寺地区の周辺の状況を踏まえながら、整備を図っていく路線として位置づけを行う案を本協議会の案としていきたと思う。この案の考え方について異議があればご意見いただきたい。

(委員)

確かに現状を考えれば、ご提案のあった二段階での整備というのがやむをえない案とは考えられる。しかし、5年以上の間この区間での安全性の確保やバリアフリー化というものが実現できないという課題が残り、その期間、円明寺地区の西国街道における安全確保等への対策はどのように考えていくのか。

(委員)

円明寺地区の西国街道における交通安全対策等について申し上げる。議論となっている西国街道は府道であるため、京都府に整備をしていただいております。現道の幅員構成は、道路幅員が約5m、このうち歩道部分が約0.8~0.9mとなっています。一方、ソフト対策としては、通学路であるため、教育委員会からの依頼により交通員が配備されたり、地域のご協力により指導員を配備したりしている状況である。

(副会長)

早急には拡幅が困難であるとの意見が出ているところであるが、この件に関しては、今回の計画の中において位置づけを図っておき、今後実現に向けて取り組んでいくことが必要なことと考えている。また、この地域の交通問題として、跨線橋が一方通行利用のままとなっている問題があり、なんとか両側通行の可能性について検討していただきたい。また、この件については京都府からの力添えも必要であることから、京都府からの見解を頂きたい。

(委員)

町の東西線の件について申し上げる。本路線は、二車線の道路幅員を持ちながら、西国街道交差点部より西側で西行き一方通行となっているため、不便な状況となっている。この路線の両側通行化には、交通安全上、西国街道交差点部に信号設置を行う必要があることから、現在、京都府、大山崎町、円明寺地区で協議を進め、実現に向けて努めているところである。

次に、話しが多少前後してしまうのだが、会長からの取りまとめについて見解を申し上げると、会長の考えに概ね賛成である。バリアフリー新法の趣旨に従うと、最初に提案されているオレンジ色の経路案を含む重点整備地区を位置づけることが妥当だと考えている。しかし、アンケート等の意見で出されている問題についても受け止める必要があり、法の枠外ではあるが取り組んでいくべき部分があるということ、表現を変えて示しておく必要がある。また、委員が述べられた学校に関する問題についても附帯事項として、協議会からの解答を出せばよいのではないかと。

最後に、表現的な問題として、「次期整備を図る生活関連施設」や「次期整備を図る路線」という表現が妥当か、また、準生活関連経路案との表現が妥当かについても検討しておきたい。

(会長)

道路管理者である京都府からも心強いご意見をいただけたので、町としても積極的に取り組んでいく必要があるかと思う。担当者としての私見でも良いのでご意見いただきたい。

(事務局)

各部署間で、可能な対策を取り合いながら、より良いものにしていきたいと考えている。

(会長)

時間もないため、本件について決議を採りたい。後に配布された、円明寺が丘自治会館及び円明寺地区における西国街道について、別途位置づけしている案について賛成の方は挙手願いたい。

(委員一同)

【大多数の委員が挙手】

(会長)

大多数の賛成を頂いたため、後に配布された案について本協議会の案としたい。ただし、「次期整備を図る生活関連施設案」等表現については今後検討しながら決定するものとする。続いて、最後に資料4について説明いただきたい。

(4) 大山崎町バリアフリー基本構想タウンウォッチングについて

【事務局より資料 - 4 について説明】

(会長)

本件について質問等があればお願いしたい。

(委員)

身体障害者協会、知的障害者育成会、長寿会連合会、子育てサークルが参加メンバー案として取り上げられているのだが、ここに含まれていない障害者団体もある。例えば、障害児の学童保育等の団体があり、比較的若い世代の障害者が含まれているため、是非参加団体に加えていただきたい。

(会長)

ご指摘の通りである。今後、子どもが集まってまちがどのように造られていくかは重要なテーマであり、子どもを連れての外出はどこでも問題になっていることから、事務局でもできる限りご意見の頂いた方向でメンバーの選任を検討していただきたい。

(委員)

開催日程について意見を述べたい。平日の昼間に設定しているのは調整の結果やむをえないところだとは思いますが、今後は休日を利用したタウンウォッチングの開催を検討していただきたい。障害のある人もない人も、多くの人に参加し交流する機会を持つには、休日の開催が望ましい。今後、春になり外出が比較的容易な時期となってくれば、再度このような機会を設けていただきたい。

(会長)

ご指摘の通りである。今回は基本構想策定のスケジュールの都合上、平日となっているが、今後継続した取り組みを行っていく中で、休日開催について十分配慮したスケジュールとするよう心がけていただきたい。

(委員)

先に提案された重点整備地区案において、生活関連経路のほか、「島本町と整合を図る路

線」及び、「準生活関連経路」が設定されている。この経路についてもタウンウォッチングを実施する必要があるのではないか。

(会長)

ご指摘いただいた、「島本町と整合を図る路線」については2班が点検する際にルートを拡大すれば大きな問題はないと考えられるが、準生活関連経路案を点検するには班の構成等を再検討する必要がある。班の再構成は可能なのか、事務局の見解を頂きたい。

(事務局)

「島本との整合を図る路線」、「準生活関連経路案」についても点検できるよう、班の構成等検討していきたい。

(副会長)

参加人数をもっと増やしても良いのではないか。また、12月広報での公募町民について何人程度となる見込みか教えていただきたい。

(事務局)

公募人数は3人を予定している。

(会長)

ただし、アンケート結果からもわかるように、非常にバリアフリーへの関心の高い町といえることから、ご要望があった場合は可能な限りその意思を尊重し、参加できるよう配慮していただきたい。参加者の意思を最優先とし、ルートや班構成、会場の設定等の条件設定は参加者に合わせて設定していただきたい。

(委員)

タウンウォッチングの際に、介助する人はどのような人に介助いただけるのか。参加する人で介助が必要となる人には介助者が就くのか確認したい。

(会長)

タウンウォッチングの基本として、安全性の担保は前提条件であるため、参加者の安全性が確保されるよう、事務局と綿密な相談を行いながら実施したい。

(委員)

雨天時の実施についてはどうするのか。

(事務局)

詳細な実施内容については、後日委員の皆様にお知らせしたい。

(委員)

多少の雨天であれば実施していただきたい。雨天時こそ危険な箇所等の問題点がよく見えてくると思う。

(会長)

その他ご質問等あればお願いしたい。

(オブザーバー)

資料 - 2 で心のバリアフリーについて意見がまとめられているところがあるが、近畿運輸局でバリアフリー教室を開催しており、高齢者、障害者が困っている際にどのように声かけをしてもらえばよいかといった主旨の教室を予定している。日時場所は、長岡京市で 12 月 15 日の午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分となっており、お時間あればぜひ参加いただきたいと考えている。

(会長)

開催要領等について配布できる資料があればお願いしたい。再度、タウンウォッチングの開催要領を配布する機会もあるので、その時に併せて配布できると良いのではないか。

このほか、タウンウォッチングの件について意見等ないか。なければ、ご了承いただいたということでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

次回の第三回協議会の開催予定についてご連絡したい。一方的な予定となり恐縮であるが、次回予定は 1 月 31 日(木)でお願いしたい。

以上